平成２９年（フ）第５０８号
相模原市南区上鶴間本町８丁目27番11号
債務者　飯田　　功
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５２７号
相模原市南区上鶴間２丁目３番９号
債務者　木山　克広
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７６号
相模原市中央区南橋本２丁目６番11号　パークハイツスイメイ101
債務者　村井　久子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５７７号
神奈川県座間市相模が丘３丁目71番９号　グレイスさくら102号
債務者　福原　　諒
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９４号
岐阜県土岐市泉大沼町３丁目25番地　御幸荘１号、従前の住所岐阜県土岐市泉町大富274番地の６　アーバンハウス　206号
債務者　橋詰　哲嗣
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２２３７号
札幌市北区北23条西５丁目１番35号　サンスィートヴィラ603号
債務者　髙橋　美幸
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１５号
札幌市北区北29条西14丁目１番３号　アベニュー南麻生102号
債務者　高橋　雅恵（旧姓菊地・高野）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３３号
札幌市豊平区平岸１条１丁目２番20号　セゾンドブランシェ平岸２―201号
債務者　石見　幸恵
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４３９号
札幌市北区あいの里１条３丁目10番30号
債務者　本間　弘子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５１号
札幌市北区北31条西６丁目２番27号　ソニア316―101号
債務者　田中　貴子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０号
北海道石狩市花川南２条１丁目３番地５　プラザイン花川Ａ103号
債務者　橋本　　真
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６号
札幌市中央区南９条西12丁目１番10―202号
債務者　片岡　　翔
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８号
札幌市手稲区曙７条２丁目10番12号　グループホームオフィスサプライ203号
債務者　小林　雅樹
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７１号
群馬県館林市仲町９番19号　さくら荘Ⅱ東棟
債務者　長野　　恵（旧姓木佐貫）
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１６６８号
埼玉県川口市大字芝4203番地の２　コーポコスモスⅡ　205号
債務者　森　香世子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８６号
埼玉県蕨市錦町１丁目12番40号　アーバンラフレ戸田408号
債務者　青板夕美子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１８号
埼玉県新座市野火止３丁目16番53―401号
債務者　阿波連公子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係